

常務理事	事務長	課長	係長	係

オンライン資格確認等に係るDVフラグ設定・解除申請書

この申請書は、加入者または加入者であった者が、DV被害に際して、オンライン資格確認等に関連する資格情報等を非表示とする設定（DVフラグ設定）並びに設定解除を申請するための書類です。①～③ に必要事項を記載してください。

①申請者（DV被害者） の記号と番号	記号	②申請者（DV被害者） の氏名・生年月日	氏名 昭和・平成・令和 年 月 日		
	番号 枝番				
③申請者（DV被害者） の住所・電話番号	(〒 -)		備考欄		

下記の【留意事項】をご確認のうえ、④⑤の必要な申請区分にチェック（☑）してください。

④ 不開示該当フラグ の申請区分	☐ 設定 ☐ 解除
⑤ 自己情報提供不可フラグ の申請区分 ※	☐ 設定 ☐ 解除 ☐ 設定不要

受付日付印
(保険者使用欄)

※ 自己情報提供不可フラグは、加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合に設定してください。

DVフラグの設定にあたってのお願い

- 加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合は、速やかにマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に連絡し、マイナンバーカードの停止及び再発行の手続きを行ってください。また、加害者をマイナポータルの代理人に設定している場合は、マイナンバーカード再発行後に代理人設定を解除してください。
- 自己情報提供不可フラグを設定している間は、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができないため、資格確認書を交付します（有効な健康保険証をお持ちの方を除く）。資格確認書は、原則として上記③の住所へ郵送します。別の場所へ郵送を希望する場合は、備考欄に送付先を記入してください。
- 新しい保険者に異動した際には、同様の申し出が必要となります。

【留意事項】

DVフラグとは

- **DV被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合、加害者がDV被害者のマイナンバーカードを不正に使用して、マイナポータルからDV被害者の避難先・勤務地等に繋がる情報を閲覧する可能性があります。**また、加害者が医療従事者等の場合は、DV被害者の記号・番号を不正に使用して、オンライン資格確認でDV被害者の住所を閲覧する可能性があります。
- 上記を防止するため、DV被害者からの申請に基づき、保険者がDVフラグ（**不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグ**）を設定することで、マイナポータルやオンライン資格確認において通常は閲覧できる情報を非表示とすることができます。
- フラグの設定又は解除を申請するときは、下表を確認のうえ、上記④⑤の記入欄に「✓」を記入して申請してください。

フラグの種類	設定が必要な方	設定を解除するとき	フラグ設定により非表示となる情報			マイナ保険証の 初回登録
			マイナポータルで 自身の情報を閲覧したとき	医療機関でオンライン資格確認を行ったとき		
				マイナンバーカードで 受診	左記以外 (資格確認書など)	
不開示該当 フラグ	DV被害者で且つ加害者 から避難している方	DV被害から完全に逃れた とき	やりとり履歴（※1）	—	資格情報（※4）のうち 住所及び郵便番号	—
自己情報提供 不可フラグ	上記に加え、マイナンバー カードを加害者の所在地に 置いてきた方	マイナンバーカードの再発 行を受けたとき ※加害者をマイナポータルの代理人と して設定している場合は代理人設定 を解除したとき	自己情報（※1、2） 資格情報（※3） 薬剤情報 診療情報 特定健診等情報 医療費通知情報	資格情報（※4） 薬剤情報 診療情報 特定健診等情報 電子処方箋	資格情報（※4）のうち 住所及び郵便番号	登録不可 （※5）

※1 フラグ設定を申請した医療保険者に関する履歴のみが非表示となります。

※2 「自己情報」の内容は、「保険者番号、保険者名、被保険者証記号番号、有効期限、資格得喪日、給付情報」等です。

※3 「資格情報」の内容は、「氏名、生年月日、性別、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給者証」等です。

※4 「資格情報」の内容は、「氏名、生年月日、性別、住所及び郵便番号、保険者名、資格得喪日、負担割合、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給者証」等です。

※5 最新の医療保険者に自己情報提供不可フラグを設定申請した場合に登録不可となります。